



SOMPO
JAPAN

NKSJグループ

自動車をお持ちでない方や自動車を借りて運転される方に最適な保険です。

ドライバー保険

ドライバー保険とは

補償の対象となる方（保険証券記載の被保険者（記名被保険者））が他人の自動車を借用し、運転中に起こった事故などについて補償する自動車保険です。運転免許証をお持ちの方がご契約いただけます。

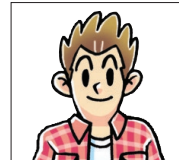


（注）ご契約の際は運転免許証をご提示いただきます。

※記名被保険者の使用者の業務に使用するために、その使用者の自動車を運転している際に起こした賠償事故・人身傷害事故については保険金お支払いの対象外となります。

ドライバー保険のご契約にあたって

記名被保険者の年齢により、「21歳未満」「21歳以上」のいずれかでご契約いただけます。



21歳未満



21歳以上

ドライバー保険の対象となる借用自動車



自家用
普通乗用車



自家用
小型乗用車



自家用
軽四輪乗用車



自家用
小型貨物車



自家用
軽四輪貨物車



自家用
普通貨物車
●最大積載量0.5トン以下



自家用
普通貨物車
●最大積載量0.5トン超 2トン以下



特種用途自動車
（キャンピング車）



二輪自動車
原動機付自転車

対象とならない自動車の例

- 記名被保険者、記名被保険者の配偶者または記名被保険者の同居のご親族が所有する自動車
- 記名被保険者が役員となっている法人の所有する自動車

ドライバー保険の主な補償内容

借用自動車を運転中などに生じた以下のような事故に対して、保険金をお支払いします。

対人賠償責任保険

相手の方の治療費や慰謝料、働けない間の収入などの法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。



対物賠償責任保険

修理費や店舗の休業損害などの法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。



相手への賠償

をかせて安心

示談交渉サービス

損害賠償請求を受けた場合で、お客さま（補償の対象となる方）のお申し出があり、かつ事故の相手の方の同意が得られれば、原則としてお客さまに代わって損保ジャパンが示談交渉をお引き受けいたします。

人身傷害補償保険

自動車事故でけがをされた場合に、治療のために実際に支出した費用などの損害に対して保険金をお支払いします。



搭乗者傷害特約

（部位・症状別定額払）

自動車事故でけがをされた場合に、死亡・後遺障害・入院などの状態別にあらかじめ定められた金額を保険金としてお支払いします。



ご自身の補償

お支払いする保険金の種類と補償の概要

基本補償 万が一の事故のために損保ジャパンがおすすめする補償です。 **オプション** お客様のご希望により付帯できます。 **自動セット** すべてのご契約に必ず付帯されます。

	基本項目・特約	補償内容	区分
相手への賠償	対人賠償責任保険	借用自動車を運転中の事故などにより、他人の生命または身体を害した場合に、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金額を限度に保険金をお支払いします。ただし、自賠責保険などで支払われる金額を超過した部分にかぎりません。	基本補償 (ご希望により取り外すこともできます。*)
	対物賠償責任保険	借用自動車を運転中の事故などにより、他人の自動車や物を壊した場合に、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金額を限度に保険金をお支払いします。 (注) 損害額が無制限の場合、航空機の損壊や、借用自動車または被けん引自動車に業務として積載中の危険物の火災、爆発または漏えい起因する事故は、10億円が限度となります。	基本補償 (ご希望により取り外すこともできます。*)
ご自身の補償	人身傷害補償保険	自動車の運行に起因する事故などにより、被保険者が身体に傷害を被ることで、被保険者などが被る損害に対して保険金をお支払いします。 (注) 損害額(治療費・逸失利益・休業損害・精神的損害など)は、約款に定められた基準に従い損保ジャパンで算出します。	基本補償 (ご希望により取り外すこともできます。*)
相手への賠償に関する特約	対物全損時修理差額費用特約	対物事故で相手の自動車の修理費が時価額を超え、記名被保険者がその差額を負担した場合に、記名被保険者が実際に負担した差額を保険金としてお支払いする特約です。ただし、修理費と時価額の差額部分に記名被保険者の過失割合を乗じた額または50万円のいずれか低い額を限度とします。	オプション
ご自身の補償に関する特約	人身借用自動車搭乗中のみ特約	人身傷害補償保険の支払対象となる事故を借用自動車に搭乗中の事故に限定する特約です。(記名被保険者が、借用自動車を運転中の事故にかぎりません。)	オプション
	搭乗者傷害特約 (部位・症状別定額払)	記名被保険者が運転中の借用自動車に搭乗中の方が、自動車事故により死傷したり、後遺障害を被ったりした場合に、死亡保険金・後遺障害保険金・重度後遺障害保険金・医療保険金をお支払いする特約です。 医療保険金のうち治療給付金は、医師の治療を受けた場合に1回の事故につき1万円をお支払いします。医療保険金のうち入院給付金は、入院日数が5日以上となった場合に、傷害の部位と症状別にあらかじめ定めた金額をお支払いします。 (注) 事故発生日から180日以内の入院にかぎりません。	オプション
	搭乗者傷害特約 (日額払)	記名被保険者が運転中の借用自動車に搭乗中の方が、自動車事故により死傷したり、後遺障害を被ったりした場合に、死亡保険金・後遺障害保険金・重度後遺障害保険金・医療保険金をお支払いする特約です。 医療保険金は、事故の日からその日を含めて180日以内の期間において、医師の治療を必要としない程度になおった日までの治療日数に対し、あらかじめ定めた入院保険金日額・通院保険金日額をお支払いします。ただし、通院治療日数は90日を限度とします。	オプション
	部位・症状別定額払 医療保険金倍額特約	搭乗者傷害特約(部位・症状別定額払)の医療保険金(入院給付金・治療給付金)を倍額にしてお支払いする特約です。	オプション
	無保険車傷害特約	自動車事故で死亡したり、後遺障害を被ったりした場合で、相手自動車が無保険車などで、十分な賠償が受けられないときに保険金をお支払いする特約です。	自動セット **2
	自損事故傷害特約	自損事故(電柱との衝突など)で、借用自動車を運転中の記名被保険者とこれに同乗するご家族が死傷し、自賠責保険などで保険金が支払われない場合に保険金をお支払いする特約です。	自動セット **2
その他の補償などに関する特約	個人賠償責任特約	記名被保険者とそのご家族の日常生活における偶然な事故で、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。保険金額は無制限、自己負担額(免責金額)はありません。(示談交渉サービス付)	オプション
お手続きに関する特約	継続うっかり特約	お客様の事情によらない理由により継続手続きがなされていない場合など、一定の条件を満たしていれば、ご契約期間の末日の翌日から30日以内にお手続きいただくことにより、ご契約期間の末日と同等の内容で継続されたものとしてご契約いただける特約です。	自動セット 原則としてご契約期間が1年の ご契約に必ず付帯されます。

※1 対人賠償責任保険または対物賠償責任保険のいずれかを必ずご契約ください。また、人身傷害補償保険をご契約の場合は、必ず対人賠償責任保険をセットでご契約ください。
 ※2 対人賠償責任保険を適用したご契約に必ず付帯されます。ただし、人身傷害補償保険が適用されている場合を除きます。(この特約の補償の対象となる事故については、人身傷害補償保険から保険金をお支払いします。)

損保ジャパンのドライバー保険では、口座振替払・クレジットカード払など、ご指定いただいた方法により後日保険料をお支払いいただけますので、ご契約時に現金をご用意いただく必要はありません。

【自動車を取得して、自動車保険を新たに契約する！ そんなときには…】

●ドライバー保険優良特則

ドライバー保険のご契約者でドライバー保険等級(無事故による割増引)が9等級以上の方が、損保ジャパンの自動車保険を初めてご契約になるときは、ご契約のノンフリート等級に7(S)等級が適用できる場合があります。



★このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険金・返れい金などのお支払いに関する留意事項のご説明

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きにもとづき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。ただし、この商品は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金などの8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

共同保険に関するご説明

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。



株式会社 損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03(3349)3111
 ホームページアドレス <http://www.sompo-japan.co.jp>

お問い合わせ先